

平成21年5月

記者発表配付資料

平成21年5月高知県議会臨時会提出予定案件概要

平成21年5月高知県議会臨時会に提出予定の条例その他議案説明

平成21年5月高知県議会臨時会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 5件

条例その他議案 ----- 2件
報告議案 ----- 3件

1 条例その他議案 ----- 2件

 条例議案 ----- 2件

2 報告議案 ----- 3件

 専決処分報告 ----- 3件

平成21年5月高知県議会臨時会提出予定議案目録

○ 条例その他

- 第 1 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

○ 報 告

- 報第 1 号 平成20年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告
報第 3 号 公立大学法人高知工科大学がその業務に関して徴収する料金の上限の認可の専決処分報告

平成21年5月高知県議会臨時会に提出予定の条例その他議案説明

第 1 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

議会の議員及び知事等に対して平成21年6月に支給する期末手当の額を暫定的に減額する措置を講じようとするもの

第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成21年5月14日付けの職員の給与（期末手当及び勤勉手当）に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して同年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講じようとするもの

報第1号 平成20年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(財政課)

県債、地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分をしたもの

報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税について必要な改正をするため、高知県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもの

報第3号 公立大学法人高知工科大学がその業務に関して徴収する料金の上限の認可の専決処分報告

(私学・大学支援課)

地方独立行政法人法第23条第1項の規定により、公立大学法人高知工科大学がその業務に関して徴収する料金の上限について、当該公立大学法人が設立された平成21年4月1日に認可する必要があるため、当該認可について専決処分を行ったもの

第 1 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

1 目的

議会の議員及び知事等に対して平成21年6月に支給する期末手当の額を暫定的に減額する措置を講じようとするもの

2 改正の内容

平成21年6月期の期末手当の支給月数を一般職の職員の期末・勤勉手当の引下げ割合に応じて暫定的に0.15月分引下げる。(1.6月分→1.45月分)

$$\left[\text{現行1.6月} \times \frac{\text{凍結後一般職1.95月}}{\text{現行一般職 2.125月}} \right] \doteq 1.45 \text{月}$$

※期末手当は従来から0.05月単位としており、小数第二位を二捨三入又は七捨八入して0.05月単位に整理。

(参考) 国の特別職の職員

$$\text{現行1.6月} - \text{暫定的な引下げ0.15月} = \text{引下げ後1.45月}$$

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

1 目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成21年5月14日付けの職員の給与（期末手当及び勤勉手当）に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して同年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講じようとするもの

2 主要な改正

- (1) 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条）
- (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第3条）
- (4) 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第4条）
- (5) 警察職員の給与に関する条例の一部改正（第5条）

3 改正の内容

平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり暫定的に引下げる。（第1条から第5条まで）

引下げ分に相当する期末手当及び勤勉手当の支給月数の取扱いについては、人事委員会が期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払い状況を調査して行う勧告の内容等を踏まえて、必要な措置を講ずる。（附則第2項）

区 分		本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
再任用職員以外の職員	一般職員	1.40月	0.725月	2.125月	1.25月	0.70月	1.95月
	特定幹部職員	1.20月	0.925月	2.125月	1.10月	0.85月	1.95月
再任用職員	一般職員	0.75月	0.35月	1.10月	0.70月	0.30月	1.00月
	特定幹部職員	0.65月	0.45月	1.10月	0.60月	0.40月	1.00月
特定任期付職員		1.60月	—	1.60月	1.45月	—	1.45月
任期付研究員		1.60月	—	1.60月	1.45月	—	1.45月

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の特例措置の概要

1. 影響額(概算)
平成21年6月の支給額は、11億8百万円(うち一般財源は約9億8千9百万円)の減額。

2. 職員一人当たり平均の凍結額(試算)

期末 (1.4月)	現行			勧告後			凍結額		
	勤勉 (0.725月)	計 (2.125月)	期末 (1.25月)	勤勉 (0.70月)	計 (1.95月)	期末 (0.15月)	勤勉 (0.025月)	計 (0.175月)	
573,624	285,037	858,661	512,269	274,845	787,114	▲ 61,355	▲ 10,192	▲ 71,547	

※勤勉手当の額は、良好(標準)の場合の成績率(現行は0.71月、勧告後は0.685月)で試算。

3. 議員及び知事等の凍結額(試算)

	現行 (1.6月)	勧告後 (1.45月)	凍結額 (0.15月)
議長	2,111,200	1,913,275	▲ 197,925
副議長	1,925,600	1,745,075	▲ 180,525
議員	1,809,600	1,639,950	▲ 169,650

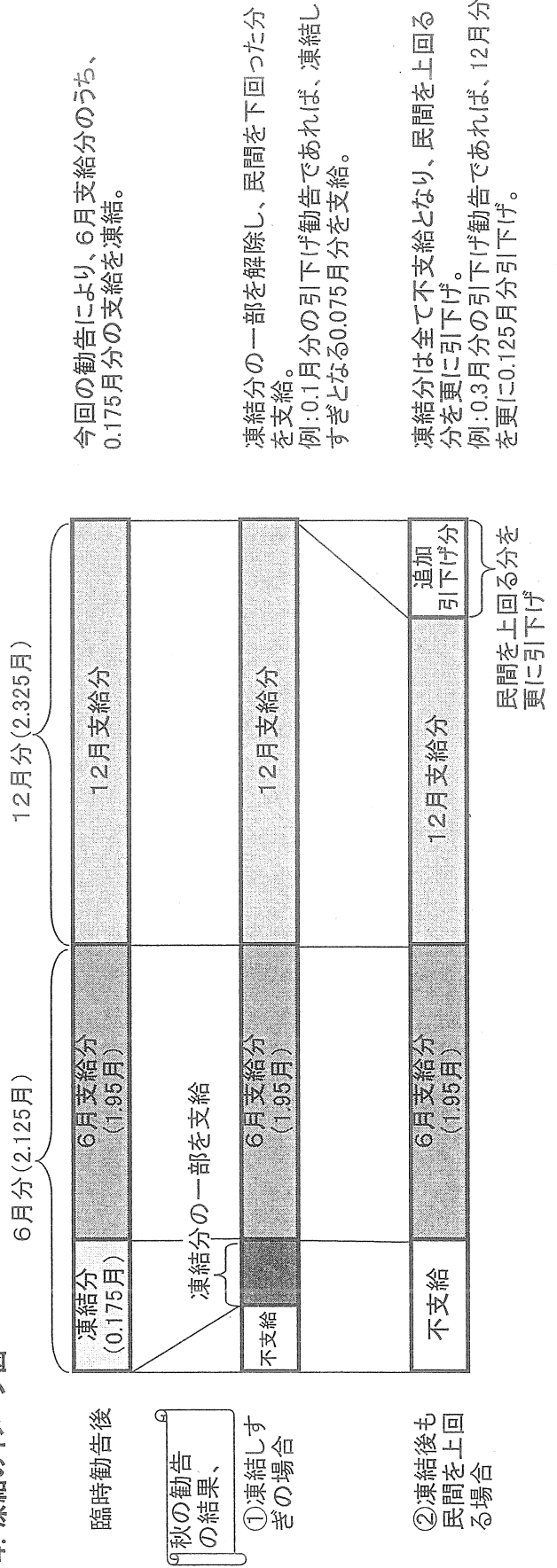
	現行 (1.6月)	勧告後 (1.45月)	凍結額 (0.15月)
知事	2,876,800	2,607,100	▲ 269,700
副知事	2,204,000	1,997,375	▲ 206,625

【議員、知事等の0.15月凍結の考え方】

○一般職の職員の引下げ割合に応じて改定。

$$\text{現行1.6月} \times \frac{\text{凍結後一般職1.95月}}{\text{現行一般職2.125月}} = 1.45\text{月}$$

4. 凍結のイメージ図



平成20年度3月専決予算編成の概要

一般会計総括

(1) 歳入 (単位 千円、%)

区 分	平成20年度			前年度最終計 (D)	最終比 (C-D)/(D)
	2月現計(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	287,305,717	2,545,429	289,851,146	295,882,094	△ 2.0
県 税	62,823,191		62,823,191	66,814,158	△ 6.0
地方消費税清算金	14,326,336		14,326,336	15,157,344	△ 5.5
地方譲与税	2,736,000	△ 116,491	2,619,509	2,861,558	△ 8.5
地方交付税等	191,751,000	3,027,815	194,778,815	190,304,229	2.4
(うち地方交付税)ア	(167,500,000)	(3,027,615)	(170,527,615)	(170,392,629)	(0.1)
(うち臨時財政対策債)イ	(24,251,000)	(200)	(24,251,200)	(19,911,600)	(21.8)
財調基金取崩ウ	368,079	△ 368,079		5,610,133	△ 100.0
その他	15,301,111	2,184	15,303,295	15,134,672	1.1
(2) 特定財源	150,898,274	△ 2,545,429	148,352,845	125,512,205	18.2
国庫支出金	77,134,817		77,134,817	55,059,537	40.1
県 債エ	38,980,000	△ 837,800	38,142,200	38,356,000	△ 0.6
(うち行政改革等推進債、オ 退職手当債)	(8,566,000)	(△ 1,543,000)	(7,023,000)	(9,921,000)	(△ 29.2)
減債基金(ルール外分)カ	8,739,782	△ 1,707,629	7,032,153	1,825,594	285.2
その他	26,043,675		26,043,675	30,271,074	△ 14.0
総計 (1)+(2)	438,203,991		438,203,991	421,394,299	4.0

交付税+臨財債 (ア+イ:再掲)	191,751,000	3,027,815	194,778,815	190,304,229	21.9
県債計 (イ+エ:再掲)	63,231,000	△ 837,600	62,393,400	58,267,600	7.1
財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲)	17,673,861	△ 3,618,708	14,055,153	17,356,727	△ 19.0

(2) 歳出 (単位 千円、%)

区 分	平成20年度			前年度最終計 (D)	最終比 (C-D)/(D)
	2月現計(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	352,645,078		352,645,078	342,618,571	2.9
人 件 費	130,822,786		130,822,786	135,871,724	△ 3.7
(うち退職手当を除く)	(118,553,452)		(118,553,452)	(121,580,605)	(△ 2.5)
扶 助 費	10,531,789		10,531,789	10,235,419	2.9
公 債 費	80,811,561		80,811,561	82,865,075	△ 2.5
その他	130,478,942		130,478,942	113,646,353	14.8
(2) 投資的経費	85,558,913		85,558,913	78,775,728	8.6
普通建設事業費	83,617,014		83,617,014	72,947,707	14.6
(うち公共事業等)	(57,805,186)		(57,805,186)	(56,958,147)	(1.5)
補助事業費	52,391,011		52,391,011	50,935,415	2.9
単独事業費	31,226,003		31,226,003	22,012,292	41.9
災害復旧事業費	1,941,899		1,941,899	5,828,021	△ 66.7
総計 (1)+(2)	438,203,991		438,203,991	421,394,299	4.0

1 内容

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税について必要な改正をするため、高知県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもの

<専決日> 平成21年3月31日

<主要な改正項目>

(1) 個人県民税

①平成21年度課税の個人県民税に係る市町村への徴収取扱費交付金については、納税義務者数に3,300円を乗じた金額とする。

本則 3,000円 → 特例 3,300円

②上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を3%に軽減する特例措置を平成21年1月1日から平成23年12月31日までとする。

本則 5% → 特例 3%

(2) 不動産取得税

①商店街振興組合が取得する不動産について、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付を受けて取得した一定の不動産を組合員等に譲渡する場合は、不動産取得税を免除するという特例措置を廃止する。

貸付制度の廃止 → 特例措置の廃止

②住宅及び土地を取得した場合の不動産取得税について、税率の特例措置の適用期限を3年間延長する。

税率 本則 4% → 特例 3%

適用期限 平成21年3月31日まで → 平成24年3月31日

③宅地評価土地の取得について、当該土地の価格の2分の1を課税標準とする特例措置の適用期限を3年間延長する。

適用期限 平成21年3月31日まで → 平成24年3月31日

(3) 自動車取得税

①目的税から普通税に改める。

②環境の負荷の少ない自動車（新車に限る。）の自動車取得税の特例措置の創設

（平成21年4月1日～平成24年3月31日）

例えば、自家用車の場合

・電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など・・・0%

(2.3% → 0%) (3.2% → 0%)

・平成22年度燃費基準+25%達成などの自家用車・・・1.25% (5% → 1.25%)

・平成22年度燃費基準+15%達成などの自家用車・・・2.50% (5% → 2.5%) など

③中古自動車に係る低公害車の自動車取得税について、軽減措置の適用期限の延長等

（平成21年4月1日～平成24年3月31日）

例えば、自家用車の場合

・電気自動車、天然ガス自動車 (5% → 2.3%)

・ハイブリッド自動車 (5% → 3.4%) など

(4) 軽油引取税

①目的税から普通税に改める。

②課税免除の措置

以下の用途に係るものの課税免除を、平成24年3月31日までとする。

・船舶の動力源

・農林業機械の動力源 など

③免税軽油使用者証の有効期限（現行2年）を3年以内とする。

報第3号 公立大学法人高知工科大学がその業務に関して徴収する料金の上限の認可の専決処分
報告

(私学・大学支援課)

1 内容

地方独立行政法人法第23条第1項の規定により、公立大学法人高知工科大学がその業務に関して徴収する料金の上限について、当該公立大学法人が設立された平成21年4月1日に認可する必要があるため、当該認可について専決処分を行ったもの

<専決日> 平成21年4月1日

<公立大学法人高知工科大学が徴収する料金の上限>

(1) 授業料等の学生納付金

区分			算定基礎	上限額
入学料	学生	県外	1件	300,000円
		県内		150,000円
	研究生及び特別研究学生	県外		50,000円
		県内		25,000円
	科目等履修生及び特別聴講学生	県外		30,000円
		県内		15,000円
授業料	学生		年額	535,800円
	研究生及び特別研究学生		月額	33,000円
	科目等履修生(学部)、聴講生(学部)及び特別聴講学生		1単位	12,500円
	科目等履修生(大学院)、聴講生(大学院)及び長期履修学生			33,000円
入学検定料	学生		1件	30,000円
	研究生、特別研究学生、科目等履修生及び特別聴講学生			10,000円

(注) 入学料の県内を適用する者は、入学日の6ヶ月前から引き続き高知県内に住所を有する者又はその配偶者若しくはその一親等の親族である者とする。

(2) 手数料

区分	算定基礎	上限額
証明書発行手数料	1件	3,000円
情報公開及び個人情報開示文書等の交付手数料	1枚	50円

(3) 施設使用料

区分		算定基礎	上限額
学生寮	入寮費	1件	30,000円
	寮費	月額	30,000円
研究室賃貸料		月額	3,500円/㎡